

簡易公募型プロポーザル提案書評価要領
(ゆざわジオパーク動画制作業務委託)

1 目的

この要領は、簡易公募型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選定

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、湯沢市ジオパーク推進協議会事務局が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者の中から、最も優秀で当推進協議会事務局の要求にあった事業者を1者選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者、費用の見積額が予算額を超過している者は失格とする。
- (2) 提案書の記述項目について、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、最も点数の高い事業者を選考する。

4 選考評価基準

評価項目	配点
1 提案書の作り方（情報処理・資料作成能力） <ul style="list-style-type: none"> ・理解しやすい表現 ・簡潔・平明な文章 ・矛盾や飛躍がなく、説得力のある論理構成 	10 点
2 提案の内容（提案力・技術力） <ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨や目的を十分に理解し、具体的で実用性の高い提案 ・テーマ設定やストーリー性の優れた提案 ・採用したいと思わせる独創的・画期的な提案 ・先進的な動画制作技術（CG、アニメーション、VR、ドローン等を活用した空撮など）を用いた提案 ・合理的な作業手順やスケジュール ・わかりやすく、見やすい構成 	80 点
3 その他（的確性など） <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績 ・提案を実行できる体制 ・見積金額の妥当性 	10 点
合計	100 点